

一般名処方について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取組みを実施しております。そのため、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、医薬品の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

ご不明な点等ございましたら医師にお尋ねください。

※「一般名処方」とは、お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いており、「一般名処方」とすることで供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択できるため、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。